

会員各位

2003年9月5日

法文化学会第6回研究大会のお知らせ

拝啓

秋冷の候、会員の皆様には、益々ご活躍のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりお知らせ致していた法文化学会第6回研究大会を、下記の要領で開催致します。今回は、学会開催校であります山梨学院大学で準備を進めておられるシンポジウムも併せてご案内申し上げます。今大会のテーマとも響き合う大変興味深い内容でありますので、会員各位におかれましては、第一日目、二日目とも奮ってご参加のほどお願い申し上げます。

敬具

法文化学会理事長

森 征一

記

日 時：2003年10月18日（土）・19日（日）

参加費：1000円（懇親会費：5000円）

（山梨学院大学：山梨県甲府市酒折2-4-5・同封の地図をご参照下さい）

10月18日（第一日目）

テーマ「法と身体」

12:00 受付開始

12:30-13:00 総会

13:00 研究報告開始

18:30 懇親会

10月19日（第二日目）

テーマ「ユダヤ・イスラームにおける法と身体」

10:00-15:00 シンポジウム

受付：特に設けません（一般公開）

会場：山梨学院大学40周年記念館

メモリアルホール

受付：山梨学院大学院棟1階

（会場とは異なります！）

会場：山梨学院大学経営情報学部棟

（40号館）・101号教室

※ 同封の用紙にてご出欠の程を、慶應義塾大学法学部岩谷十郎までFAXにてお知らせ下さい。

FAX番号は03-5427-1578です。

※第6回研究大会、法文化学会へのお問い合わせは、以下の所までお願いします。

〒108-8345 港区三田2-15-45

慶應義塾大学法学部内 法文化学会事務局（岩谷研究室気付）

TEL大学代表 03-3453-4511/Fax03-5427-1578 / 岩谷研究室直通TEL 03-5427-1390

法文化学会第6回研究大会報告者・報告題（報告順）

第一日目（10月18日（土））

午後0時30分 総会

午後1時00分 藤本幸二（一橋大学法学研究科）

「身体刑と生命刑の連続性、あるいは非連続性—近世ドイツの刑事法規定を題材として」

午後2時00分 奥田敦（慶應義塾大学総合政策学部助教授）

「イスラーム法における身体性～ラマダーン月のサウム（齋戒）を中心に～」

午後3時00分 高塩博（國學院大学日本文化研究所教授）

「江戸時代の身体刑—徳川吉宗の創出した『敵』—」

午後4時00分～4時30分 休憩

午後4時30分 森田成満（星薬科大学教授）

「清代に於ける医療提供体制と違法な治病に対する処罰」

午後5時30分 閉会

午後6時30分 懇親会

（於・石和 レストラン「ボルドー・クラシックハウス」
甲府市桜井町47 TEL055-233-4427）

第二日目（10月19日（日））

午前10時00分 「シンポジウム ユダヤ・イスラームにおける法と身体」

挨拶 山梨学院大学法学科長 小野寺規夫

（「山梨学院大学・法科大学院設立にあたって」）

シンポジウム司会 長内 了（中央大学前法学部長）

発表報告者 奥田 敦（慶應義塾大学総合政策学部助教授・
N.H.K. テレビ「アラビア語入門」講師）

藤井啓之（ユダヤ系・ロースクール Touro College Jacob
D. Fuchsbery Law Center 法学博士）

櫻井よし子（予定）（ジャーナリスト）

法文化学会第6回研究大会報告要旨

身体刑と生命刑の連続性、あるいは非連続性

—近世ドイツの刑事法規定を題材として—

藤本幸二（一橋大学法学研究科）

現代、我が国の刑罰制度において生命刑すなわち死刑の存在が特別な意味を有していることは明らかである。それでは、理論的にみてその性質が生命刑となじむものと考えられる身体刑の体系においては、生命刑の存在は特別なものとして認識されることはなかったのだろうか。ドイツの刑罰制度が、いわゆる苦痛の体系から自由刑を中心としたものに移行することとなった16世紀から18世紀の刑事法規定をもとに、身体刑と生命刑との間に存在した関係性について法制度的に考察を加えてみたい。

イスラーム法における身体性

～ラマダーン月のサウム（齋戒）を中心に～

奥田敦（慶應義塾大学）

イスラーム暦の第9月（ラマダーン月）に行なわれるサウム（齋戒）は、イスラーム教徒に課せられた5つの義務の一つとして現在もなお多くの信者が実践している。ややもすれば、イスラーム教に固有な宗教的習慣——西洋的な合理主義からみればきわめて非合理的な——としてのみ捉えられがちなこのサウムではあるが、実は礼拝や喜捨のような他の宗教的な義務との連携によって、民族、人種、国籍などの違いを超えたイスラームの自律的な社会を構築する基盤を提供している点を見過ごしてはならない。このように宗教的義務が社会的紐帯を形成するためには、サウムが断食をはじめとする身体的行為を要求し、それが実践されてはじめて成立する点からも分かるように、身体性とのかかわりを無視することはできない。本報告は、そのような視点からイスラーム法における身体性とその意義について、人間観の問題や先行する諸宗教との関係なども織り交ぜながら論じていく。

江戸時代の身体刑
—徳川吉宗の創出した「敲」—
高塩博（國學院大学）

享保5年（1720）、幕府は「敲」と称する笞打ち刑をはじめて執行した。この時将軍吉宗は、執行場所を牢屋門前とすること、家主・名主を出頭させて執行を見学させること、五十敲と百敲の二種とすること等、執行方法を具体的に指示した。この指示がもととなって、寛保2年（1742）の「公事方御定書」下巻に「敲」が制定されたのである。「御定書」は、「敲」を比較的軽微な盗犯に適用する刑罰と位置づけた。吉宗は、従来の幕府刑罰に見られなかった刑罰思想に基づき、「敲」に新しい意味を附与した、と私は考えている。本報告は「敲」の刑罰史上の意義を探究し、併せてその淵源を尋ねようとするものである。

身体刑の笞打ちは、その後時の推移とともに多くの諸藩が採用する。時間が許すならば、「敲」に盛り込んだ吉宗の意図を諸藩の笞打ち刑がどのように継承したのか、あるいは別の意味を与えたのか等、「敲」のその後の展開にも言及したい。

清代に於ける医療提供体制と違法な治病に対する処罰
森田成満（星薬科大学）

現行の医療制度を比較の鏡としつつ、どこまで踏み込んで規制していたかということに留意しながら清代に於ける人民に対する医療提供のあり方を見る。次いでどのようなときにどのような論理を組み立てて治病をなした者を処罰したかを解明する。これらを通して清朝権力の特徴を窺うこともできる。

史料は律例や刑案のような官の法に関するもののほか民間の実態調査の報告を使う。

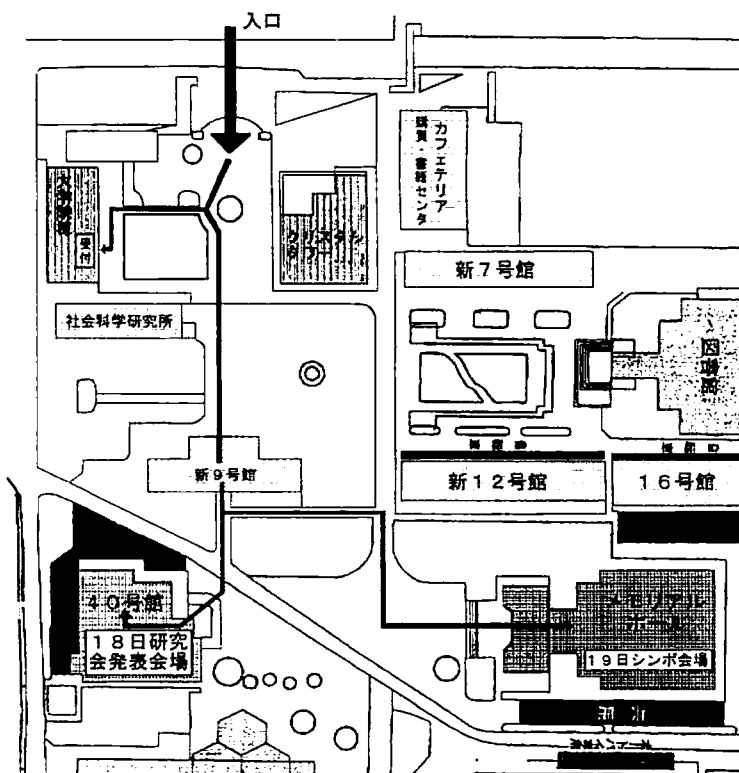
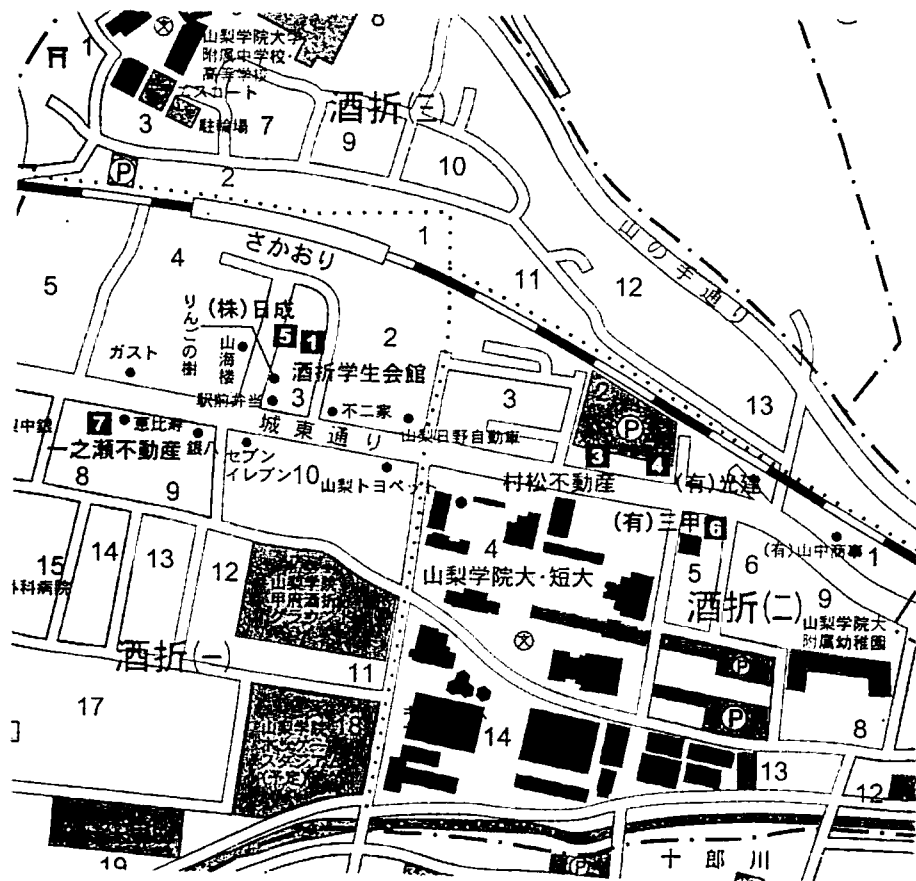
会場へのアクセス

<最寄駅>

J R中央本線酒折駅下車、徒歩3分

J R身延線善光寺駅下車、徒歩15分

中央高速バス（新宿西口発）、石和経由甲府駅行、山梨学院大学前下車



甲府ワシントンホテル	甲府市中央4-3-5	055-232-0410
古名屋ホテル	甲府市中央1-7-15	055-235-1122
サンパークホテル内蔵	甲府市丸の内1-4-18	055-233-7110
ホテル菱森館	甲府市丸の内1-19-16	055-237-1331
ホテル内藤相生	甲府市相生2-2-15	055-232-1611
第一イン甲府	甲府市相生2-3-16	055-233-3011
スパランドホテル内蔵	石和町四日市場1690	055-262-7001
ルートイン甲府石和	石和町広瀬1195	055-262-1011
石和健康ランド	石和町松本868	055-263-7111

法文化学会第6回大会 出席申込書 (○をおつけ下さい)

慶應義塾大学法学部 岩谷十郎 殿 (法文化学会事務局)

▼ 法文化学会第6回大会 (2003年10月18・19日) に

- ・ 参加します
- ・ 参加しません

▼ 18日(土)の懇親会に(18:30~)に

- ・ 参加します
- ・ 参加しません

御芳名 : _____

御所属 : _____

御連絡先 : _____

※ この用紙を、慶應義塾大学法学部岩谷十郎 (03-5427-1578) 宛てに、
FAXにてお送り下さい。10月11日までにお返事いただければ幸いです。